「やさしさと思いやりのまち兵庫」シンボル・キャラクター
ハートン着ぐるみの貸し出しに関する要領

（趣旨及び目的）

第１条　神戸市兵庫区（以下「区」という。）は，区政の基本方針である「やさしさと思いやりのまち兵庫」の浸透と啓発を進めるため，区地域協働課が承認する場合に限り，シンボル・キャラクター　ハートンの着ぐるみ（以下「ハートン」という。）の使用を許可するものとする。

（使用に係る手続き）

第２条　使用にあたっては，「ハートン使用許可申請書」に必要事項を記載のうえ区地域協働課に申請を行う。

２　ハートンの使用は，以下のいずれにも該当しない場合にのみ許可するものとする。

（１）専ら営利を目的として使用する場合。

（２）政治的又は宗教的活動を目的として使用する場合。

（３）法令及び公序良俗に反する活動を目的として使用する場合。

（４）区が使用を予定しているために貸し出すことが不可能な場合。

（５）その他，区地域協働課が使用することが適当でないと判断する場合。

（使用に伴う付帯条件）

第３条　ハートンを使用する場合は，以下の条件を遵守すること。

（１）使用にあたっては，火気，水，飲食物等により汚損すること及び乱暴な使用によって損壊することのないよう十分に注意すること。また，万一汚損，損壊した場合は使用者の責任において修理すること。

（２）使用にあたっては，安全面に十分注意すること。使用に伴って，万一使用者又は第三者が身体又は器物に損害を被ることがあった場合は，使用者が責任を負うものとする。

（３）使用にあたっての搬出入は使用者が行うこと。

（４）使用期間を厳密に守り，返却期日までには必ず区地域協働課に返却すること。

（５）許可を得た者のみが使用し，転貸しないこと。

２　使用者が前項の条件を遵守しない場合，区地域協働課は何時でも使用許可を取り消すことができる。

（使用料）

第４条　第２条第２項及び第３条の条件を遵守する限りにおいて，使用料は無料とする。

附　則

（施行期日）

この要領は平成２１年５月１６日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要領は令和３年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要領は令和５年１０月１３日から施行する。